

公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県鶴ヶ島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県内の介護老人保健施設開設者等の学術・技術を研鑽し、介護老人保健施設の資質の向上とその使命の遂行を図り、もって今後の少子高齢社会における県民の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の管理運営に関する情報の収集及び提供
 - (2) 介護老人保健施設の関係者及び一般県民に対する研修事業
 - (3) 介護老人保健施設大会の開催
 - (4) 介護老人保健施設作品展の開催
 - (5) 老人保健に関する広報の発行
 - (6) 地域住民に対する講演会、公開講座の開催及び共催・後援
 - (7) 関係機関及び関係団体との連携協議
 - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次に掲げる会員で構成する。

会員 この法人の目的に賛同して入会した、埼玉県内の介護老人保健施設の代表者(代表者はその施設の開設者又は管理者とする。ただし、特段の事情のある場合は、当該開設者が指定した者も可とする。)

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会金 100,000 円を納入しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、1施設あたり金96,000円(8,000円/月)、別に1床あたり金500円(年額)を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき。
- (2) この法人の定款に違反し、又は秩序を乱したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が属する法人が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

(会員の変更)

第13条 会員を変更しようとする者は、別に定める会員変更申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員施設の届け出事項の変更)

第14条 会員施設の届け出事項に変更が生じた場合は、変更届を会長に提出しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上11名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1人を会長、1名以上3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において会員及び学識経験者から選任する。

- 2 会長及び、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、会長及び副会長は会員でなければならない。
- 3 役員構成は、各役員のいずれか1人と、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成すること。
 - (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要のあるときは、会長に対し総会又は理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の理事会招集の請求日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は直接理事会を招集すること。
 - (7) その他の法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 第10条第2項の規定は、前項各号の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号又は第3号」とあるのは「第20条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常時勤務する役員には報酬を支給することができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の決議により別に定める。

- 3 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(役員への損害賠償責任の免除)

第22条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与、就業時間については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第5章 名誉会長、顧問等

(名誉会長、顧問及び参与)

第24条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を各々2名以内置くことができる。

- 2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、この法人に顕著な功労ある者を理事会の推薦を経て会長が委嘱する。

- 3 顧問及び参与は、この法人に功労ある者又は学識経験ある者の中から理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員任期と同じとする。

- 4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第6章 総会

(構成)

第25条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第26条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属の明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人法に規定する事項

（開催）

第27条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年6月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした会員が、次条第2項で規定する招集手続きが遅滞なく行われない場合又は社員総会の通知が発せられない場合に裁判所の許可を得て総会を招集するとき。
- (4) 第18条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第28条 総会は、前条第3項第3号に規定により、会員が招集する場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

（定足数）

第30条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（決議）

第31条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として決議に加わる権利を有しない。

2 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第32条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第24条の規定する総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第33条 総会に出席できない会員が書面により、議決権を行使する場合は、総会の日時の直前の法人業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を法人に提出しなければならない。この場合において、書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第34条 理事または会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 総会の議事録については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録によって作成し保存する。

2 議事録には、議長及びその総会において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定並びに解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(開催)

第38条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第1項第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、若しくは同条第1項第6号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第39条 理事会は、第18条第1項第6号の規定により監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日から7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、前項及び次条の決議に加わることができない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、その事業年度開始の日から3月以内に総会の決議を得るものとする。

4 前項において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

5 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の 附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の決議により変更することができる。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第11条第1項で定める変更については、行政庁の認定を受けなければならない。

2 公益認定法第11条第1項で定める変更以外の定款の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、一般社団法人法第148条第1号から第7号までに規定する事由により解散する。

2 一般社団法人法第148条第3号に規定する総会の決議に基づいて解散する場合は、会員総数の4分の3以上の決議により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第51条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会

の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 細則

(細則)

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(諸届の様式)

第55条 定款に定める各種の届け出については以下の様式をもってする。

(会員の資格の取得)

1 定款第6条に定める入会申し込みは様式1を提出する。

(任意退会)

2 定款第9条に定める退会申し出は様式2を提出する。

(会員の変更)

3 定款第13条に定める会員の変更申請は様式3を提出する。

(会員施設の届け出事項の変更)

4 定款第14条に定める会員施設の届け出事項の変更は様式4を提出する。

附則

1 この定款は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は小川郁男とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、令和元年6月20日一部改正し、同日から施行する。